三　管理事務の内容及び実施方法（第十六条の規定により管理する財産の管理の方法を含む。）
四　管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法
五　契約期間に関する事項
六　管理事務の再委託に関する定めがあるときは、その内容
七　免責に関する定めがあるときは、その内容
八　契約の更新に関する定めがあるときは、その内容
九　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
（賃借人に対する管理受託契約に関する書面の交付等）
第七条　賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。
一　前条第一号から第三号までに掲げる事項
二　事務所の電話番号その他の連絡先等
2　賃貸住宅管理業者は、次のいずれかに該当するときは、当該賃貸住宅の賃借人に対し、遅滞なく、前項に規定する書面を交付しなければならない。
一　管理受託契約を既に締結している賃貸住宅について新たに賃貸借契約が締結されたとき。
二　賃貸借契約が既に締結されている賃貸住宅について新たに管理受託契約を締結したとき。
3　賃貸住宅管理業者は、第一項各号に掲げる事項に重要な変更があったときは、賃借人に対し、当該変更の内容を周知するための必要な措置をとらなければならない。
（転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等）
第八条　賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が成立するまでの間に、賃貸人となろうとする者に対して、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
一　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第七号から第九号まで並びに宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十六条の四の三第七号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項
二　第五条第四号に掲げる事項
三　転貸の条件等に関する事項
四　当該契約が終了した場合における転貸人の地位の承継に関する事項
（転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約の成立時の書面の交付）
第九条　賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とする賃貸借契約を締結したときは、当該賃貸人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
一　宅地建物取引業法第三十七条第二項各号に掲げる事項（同項の規定の適用がある場合を除く。）
二　第六条第三号に掲げる事項
三　転貸の条件等に関する定めがあるときは、その内容
四　当該契約が終了した場合における転貸人の地位の承継に関する定めがあるときは、その内容
（転貸の場合の賃借人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等）
第十条　賃貸住宅管理業者は、賃借した賃貸住宅について自らを賃貸人とする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が成立するまでの間に、賃借人となろうとする者に対し、少なくとも宅地建物取引業法第三十五条第一項各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。ただし、同項の規定の適用がある場合は、この限りでない。
（転貸の場合の賃借人に対する賃貸借契約の成立時の書面の交付）
第十一条　賃貸住宅管理業者は、賃借した賃貸住宅について自らを賃貸人とする賃貸借契約を締結したときは、当該賃借人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
一　宅地建物取引業法第三十七条第二項各号に掲げる事項（同項の規定の適用がある場合を除く。）
二　第六条第三号に掲げる事項及び事務所の電話番号その他の連絡先等
（賃借人に対する賃貸借契約の更新時における書面の交付）
第十二条　賃貸住宅管理業者は、管理受託契約（賃貸借契約の更新に係る事務を受託している場合に限る。）の対象となる賃貸住宅に係る賃貸借契約又は自らを賃貸人とする賃貸借契約が更新されたときは、当該賃借人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付しなければならない。
一　当該賃貸借契約の更新後の期間
二　更新後の家賃の額並びにその支払の時期及び方法
三　家賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的
（賃借人に対する賃貸借契約の終了時における書面の交付等）
第十三条　賃貸住宅管理業者は、管理受託契約（賃貸借契約の終了に係る事務を受託している場合に限る。）の対象となる賃貸住宅に係る賃貸借契約又は自らを賃貸人とする賃貸借契約が終了する場合において、当該賃借人に対し当該契約の終了に伴う債務の額を提示しようとするときは、当該額の算定の基礎について記載した書面を交付しなければならない。
2　賃貸住宅管理業者は、前項の規定により書面を交付した後において、賃借人から、当該額の算定の基礎について説明を求められたときは、当該賃借人に対し、当該説明を求められた事項を説明しなければならない。
（管理事務の再委託）
第十四条　賃貸住宅管理業者は、管理受託契約に管理事務の再委託に関する事項を定めた場合には、管理事務を他の者に再委託することができる。
2　賃貸住宅管理業者は、基幹事務については、これを一括して他の者に委託してはならない。
3　賃貸住宅管理業者は、管理事務を再委託する場合には、再委託を受けた者が、この準則の定めるところによりその業務を行うよう努めなければならない。
（賃貸借契約に基づかない金銭を賃借人から受領したときの通知）
第十五条　賃貸住宅管理業者は、その業務（賃貸人として行う業務を除く。）を行うに当たり、賃借人から賃貸借契約に定めのない金銭その他の財産を受領したときは、当該賃貸住宅の賃貸人に対し、その旨を通知しなければならない。
（財産の分別管理）
第十六条　賃貸住宅管理業者は、その受領する家賃等については、整然と管理する方法により、自己の固有財産及び他の賃貸人の財産と分別して管理しなければならない。
（管理事務の報告）
第十七条　賃貸住宅管理業者は、定期に、管理受託契約又は賃貸借契約を締結した賃貸人に対し、当該管理事務に関する報告をしなければならない。
（管理受託契約終了の通知）
第十八条　賃貸住宅管理業者は、管理受託契約の終了その他の事由により管理事務が終了したときは、遅滞なく、当該賃貸住宅の賃借人に対し、その旨を通知しなければならない。
（帳簿の作成等）
第十九条　賃貸住宅管理業者は、その業務について、事務所ごとに帳簿を作成し、これを保存しなければならない。